

# プロポーザル方式による業務委託先の公募に関する文書

「薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業」について、プロポーザル方式により受託者を公募するので、当募集に参加を希望する者は、関係書類を作成の上、提出されたい。

令和8年4月21日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 担当部署

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健医療部保健政策課

国民健康保険室国民健康保険グループ

電話 029-301-3172

ファックス 029-301-3139

電子メール koso11@pref.ibaraki.lg.jp

担当 米川

## 2 業務名

薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業

## 3 業務内容

薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業

## 4 履行期限

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 5 企画提案書提出者の資格要件

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

なお、茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査の申請中であり、本県の資格確認時に有資格者名簿への登録がされていない場合においても、その申請書により、参加資格を有すると認められる場合は上記に準ずるものとする。

- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない

者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。

(6) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。

(7) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。

※課入札委員会で決定した要件を記載する

## 6 評価基準

企画提案書の評価項目等については、委託業務の受託者公募に関する説明書(以下「説明書」という。)を参照すること。

## 7 スケジュール(予定)

(1) 公募期間(説明書の閲覧・交付)

令和8年4月21日(火)から令和8年5月13日(水)まで

午後5時必着とします。期限までの平日午前9時から午後5時までに持参、又は郵送(一般書留)により提出してください。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 企画提案書の受付開始日

令和8年4月21日(火)

(3) 質問書受付期間

令和8年5月1日(金)

(4) 応募書類提出期限

令和8年5月13日(水)午後5時必着

(5) 審査結果の通知日〔予定〕

令和8年5月19日(火)以降

## 8 説明書の閲覧(交付)及び閲覧(交付)場所

(1) 閲覧(交付)期間

令和8年4月21日(火)から令和8年5月13日(水)までの平日とする。

いずれも午前9時から午後5時までとする(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧（交付）場所

- ア 「1 担当部署」に同じ
- イ 茨城県庁ホームページ

9 質疑受付・回答

(1) 質問書の提出方法

企画提案書を提出しようとする者が、質問書（説明書様式第8号）を作成し、電子メール（件名に「薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業プロポーザル質問（社名）」と記入）により提出するものとする。

なお、電子メールの未着信などによる不利益について、県は一切の責任を負わない。  
また、電話による質問は受け付けない。

(2) 提出書類

質問書（説明書様式第8号）

(3) 提出先

「1 担当部署」に記載のメールアドレス

(4) 質問書の受付期間

令和8年4月21日（火）から令和8年5月1日（金）までの午前9時から午後5時まで正午から午後1時までを除く。

(5) 回答方法

令和8年4月27日（月）以降、質問があり次第、順次〔予定〕、保健政策課ホームページ上で公表する。回答にあたっては、質問者名を伏せて公開するので、質問を行ったものは必ず確認すること。

また、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかると判断されるものについては、質問者に対してのみ電子メールで回答する。

なお、応募書類の審査に係る質問には回答できません。

10 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限等

(1) 提出方法

本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき「(2) 提出書類」に記載された書類を提出先に持参又は郵送（郵便書留に限る。）すること。

(2) 提出書類

下表に記載された書類の指定部数を提出すること。

No	提出書類		部数
1	企画提案応募申請書	説明書様式第1号	1部
2	宣誓書	説明書様式第2号	1部
3	提案者概要書	説明書様式第3号	6部
4	企画提案書	任意様式	6部

5	類似業務の実績調書	説明書様式第4号	6部
6	再委託に関する調書	説明書様式第5号	6部
7	見積書	説明書様式第6号	6部
8	その他、添付資料(パンフレットなど)	任意提出	6部

※No. 3～8は順番に綴ること。

(3) 提出先

「1 担当部署」に同じ

(4) 提出期限

令和8年5月13日(水)までとする午後5時必着

郵送の場合も令和8年5月13日(水)午後5時必着とする。

(5) 留意事項

①書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

②(2)提出書類のうち、No.4～6については審査に用いることから、法人等の名称が判別できる語句の記載をしないよう留意すること。

③企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

④企画提案書の提出は1事業者につき1回までとし、原則として提出された書類の差替、変更、再提出及び取消は認めない。また、返還も行わない。

(6) 取り消し

プロポーザルの取り消しは、辞退届(説明書様式第7号)を提出先に持参し行うこと。  
なお、辞退届の受付期間は、「(4)提出期限」と同じとする。

## 11 その他

(1) 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。

(2) プロポーザルにおいて知り得た茨城県の事業等の内容については、守秘義務を課する。

(3) 詳細は説明書を参照すること。